

なるほど 

# 正しい事業承継

- 経営承継円滑化の取り組み -

 吉川 孝  
税理士・中小企業診断士

Vol. 43

## 自社株式の価値や移転の意味と多様性

今回は、帯広に向かう JR の中で書いています。何だか最近 JR 車内が書斎のようになっていきます。目的地は、皆さんも良くご存じの十勝川温泉です。とはいっても、残念ながら温泉旅行ではないんです。3月に行った JTB 旅館ホテル連盟さんの主催による「女将さんセミナー」に続いて、道東支部さんの総会の中の一部催しとして事業承継のお話をさせていただくという機会をいただいた訳です。私の話が、時間潰しか賑やかに終わらぬよう頑張っまいます。

そして前回は、評価方法には主に三つの方法があることを知っていただきました。

その使い分けは、取引当事者の関係や立場によって異なり、外部の会社や個人、従業員や役員などの親族以外の第三者が会社を買う時は、今の財産的価値よりも将来的な収益力が取引価格の妥結点を決めます。株価の“事業的価値”とみていいでしょう。一方経営支配者の同族後継者に移転するときには、会社の所有者という見方から財産的な持分の面が重視されます。

実際の株式移転の方法と価格の検討に際しては、この辺の違いを事前の知識として、明瞭に区分して頭に入れておいた方が間違いありません。でないと、まとまる話もまとまらなくなります。

とはいっても、市場価格や相場のない中小企業の株価評価はあまりに多様であるために、「これだ！！」という価格を決めることは非常に困難です。売買の場合には、結局第三者の専門家等が一定の根拠をもって算定した株価をもって、当事者が対等に交渉し取引を行うこととなります。

ところが、親族間や社長と古参役員の間のような何らかの特殊な関係のある個人間の場合には、なかなかそうはいきません。そこで、公平な課税であることを殊さら重視する税法（相続税法・法人税法・所得税法）が、未上場会社の株価評価についての方法を細かく定めているのです。

私が相談等でお会いする経営者の方が懸念する多くの場合は、この相続税法の定める方式によって計算した株価です。贈与や相続した場合の課税対象となる金額は、これで決まります。たとえば売買取引であっても、売買価格が税法の計算金額を下回ると、後になって「安い分の差額は“贈与”とみなします！」と税務署から指摘されて大変に困ることもなりかねません。

ですから、承継方針が親族内であろうと外であろうと、先ず税法の定めに従った正確な株価計算が事業承継計画のためのとても重要な情報となります。税理士さんにお問い合わせください。

税法では「純資産方式」「類似業種比準価格方式」をその会社の規模によって組み合わせて使います。前者が経営支配者グループの株主にとっての“財産的価値”、後者が市場価格のある株式と比較して合理的な株式の“相場的又は相対的価値”というように理解してみてください。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768



日成コンサルティング株式会社

〒064-0822 札幌市中央区北 2 条西 26 丁目 2 番 18 号 26 ウェストビル 2 階

TEL: 011-622-0311

E-mail: t.yoshikawa@nissei-consulting.com